

殺菌剤

ニマイバー水和剤

ジエトフェンカルブ・ベノミル水和剤

令和3年7月7日付けで以下の適用拡大が登録されました。

【変更内容】

- ・作物名「すいか」を追加する。
- ・作物名「だいず」の適用病害虫名「紫斑病」に希釈倍数「8～16倍」を追加する

【変更部分】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ジエトフェンカルブを含む農薬の総使用回数	ベノミルを含む農薬の総使用回数
すいか	菌核病 炭疽病	1000倍	100～300 L/10a	収穫前日まで	5回以内	散布	5回以内	6回以内 (種子粉衣は1回以内、 は種後は5回以内)
だいず	灰色かび病 菌核病 炭疽病	1000倍	100～300 L/10a	収穫14日前まで	4回以内	散布	4回以内 (種子粉衣は1回以内)	5回以内 (種子粉衣は1回以内、 は種後は4回以内)
	紫斑病	1000～ 2000倍						

使用上の注意事項の変更

【追加事項】

- ・本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
 - ①散布は各散布機種別の散布基準に従って実施すること。
 - ②散布にあつては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④散布薬液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤散布終了後は次の事項を守ること。
 - 1) 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - 2) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

使用上の注意事項などについては、製品に貼付されているラベルを参照のこと。

住友化学株式会社